

女性の人権問題について

質問 12 女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと

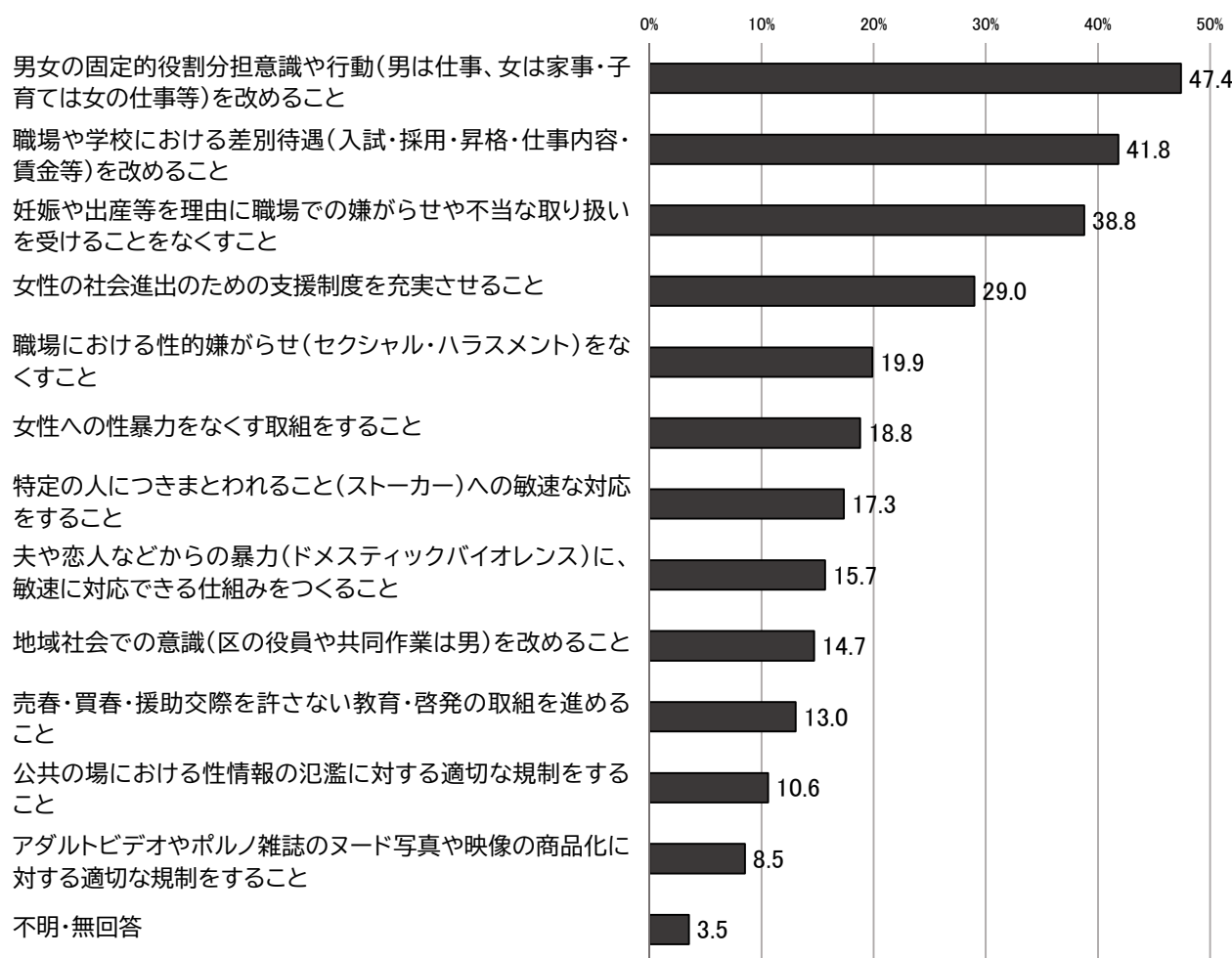
女性の人権に関することで、特に必要だと思うことについて、3つ以内選んで、○を付けてください。（複数回答）

1) 全体及び年齢層別特徴

		質問12 女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと						
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)		回答者数	るの家へ分男 こ仕事男担女 と事・は意の固 等子仕識や定 をて、行的役割 め女は	る作へ地 こ業区域 とはの社会 男役会 員で をやの 改共意 め同識	等仕試る職 し事・差場 を内採用待学 め・・遇校 る賃昇へに こ金格入お と・	充た女 実めの性 さの支社会 せる援進 こと制出 度をの	とンシ嫌職 トヤが場 しるを・せお なハへける くラせる すスク性 こメ	を扱ら由妊 ないせに娠 くをや職や す受不場 ことける当 こ取嫌の とりが理
全 体		1,021 100.0	484 47.4	150 14.7	427 41.8	296 29.0	203 19.9	396 38.8
年 齢	18歳～29歳	121 100.0	72 59.5	11 9.1	56 46.3	36 29.8	28 23.1	55 45.5
	30歳～39歳	138 100.0	76 55.1	16 11.6	54 39.1	46 33.3	17 12.3	68 49.3
	40歳～49歳	160 100.0	73 45.6	28 17.5	72 45.0	44 27.5	35 21.9	69 43.1
	50歳～59歳	173 100.0	70 40.5	27 15.6	71 41.0	49 28.3	35 20.2	72 41.6
	60歳～69歳	217 100.0	100 46.1	40 18.4	96 44.2	63 29.0	39 18.0	80 36.9
	70歳以上	199 100.0	88 44.2	26 13.1	75 37.7	54 27.1	44 22.1	50 25.1
	不明・無回答	13 100.0	5 38.5	2 15.4	3 23.1	4 30.8	5 38.5	2 15.4

		質問12 女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと						
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)		を対ンテの夫 つ応スイ暴や くでしツカ恋 るきにクへ人 こ仕敏イメど 組速オスカ みにレ	こな女 とく性 すハ 取の 組性 を暴 す力 るを	と速トと特 なしわ定 対力れの 応！る人 を！こに すハとつ るのへき こ敏ス	進育交売 め・際春 る啓を・ こ発許買 とのさ春 取な・ 組い援 を教 助	な品ドポア 規化写ルダ 制に真ノル を対や雑ト すす映誌ビ るる像のデ こ適のヌオ と切商！や	すす性公 るる情共 こ適報の と切の場 な汜に 規濫お 制にけ を対る	不明・無回答
全 体		160 15.7	192 18.8	177 17.3	133 13.0	87 8.5	108 10.6	36 3.5
年 齢	29歳以下	21 17.4	26 21.5	12 9.9	6 5.0	4 3.3	5 4.1	1 0.8
	30歳～39歳	23 16.7	26 18.8	26 18.8	12 8.7	4 2.9	6 4.3	6 4.3
	40歳～49歳	35 21.9	25 15.6	29 18.1	21 13.1	11 6.9	14 8.8	2 1.3
	50歳～59歳	31 17.9	36 20.8	30 17.3	17 9.8	19 11.0	21 12.1	3 1.7
	60歳～69歳	29 13.4	37 17.1	43 19.8	32 14.7	15 6.9	31 14.3	6 2.8
	70歳以上	19 9.5	38 19.1	34 17.1	43 21.6	34 17.1	30 15.1	14 7.0
	不明・無回答	2 15.4	4 30.8	3 23.1	2 15.4	0 0.0	1 7.7	4 30.8

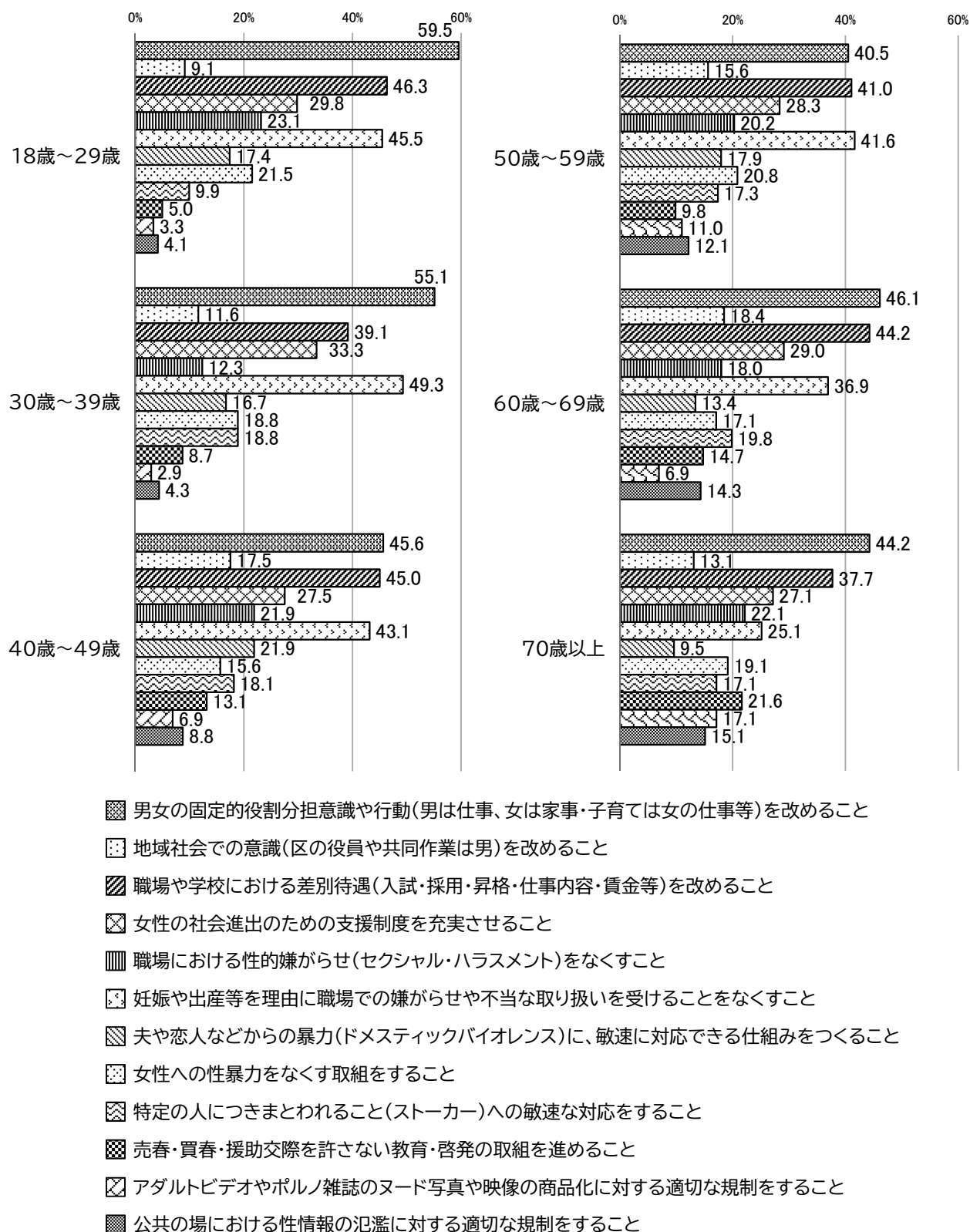
図12-1 女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと(全体)



「女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと」を複数回答により得た内容の上位3つは、「男女の固定的役割分担意識や行動（男は仕事、女は家事・子育ては女の仕事等）を改めること」が47.4%、「職場や学校における差別待遇（入試、採用、昇給、仕事内容、賃金等）を改めること」が41.8%、「妊娠や出産等を理由に職場での嫌がらせや不当な取り扱いを受けることをなくすこと」が38.8%である。

1985年、日本は「女性差別撤廃条約」に批准し、女性の人権を尊重するためのさまざまな取組を行ってきた。しかし、回答状況から、「女はこうあるべき」「男はこうあるべき」という固定的役割分担意識が、家庭・地域・職場などに根強く残っていることがわかる。また、「妊娠や出産等の嫌がらせや不当な取り扱い」に限らず、「セクシャル・ハラスメント」は、近年、取り組まれている大きな人権課題である。

図12-2 女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと(年齢層別)



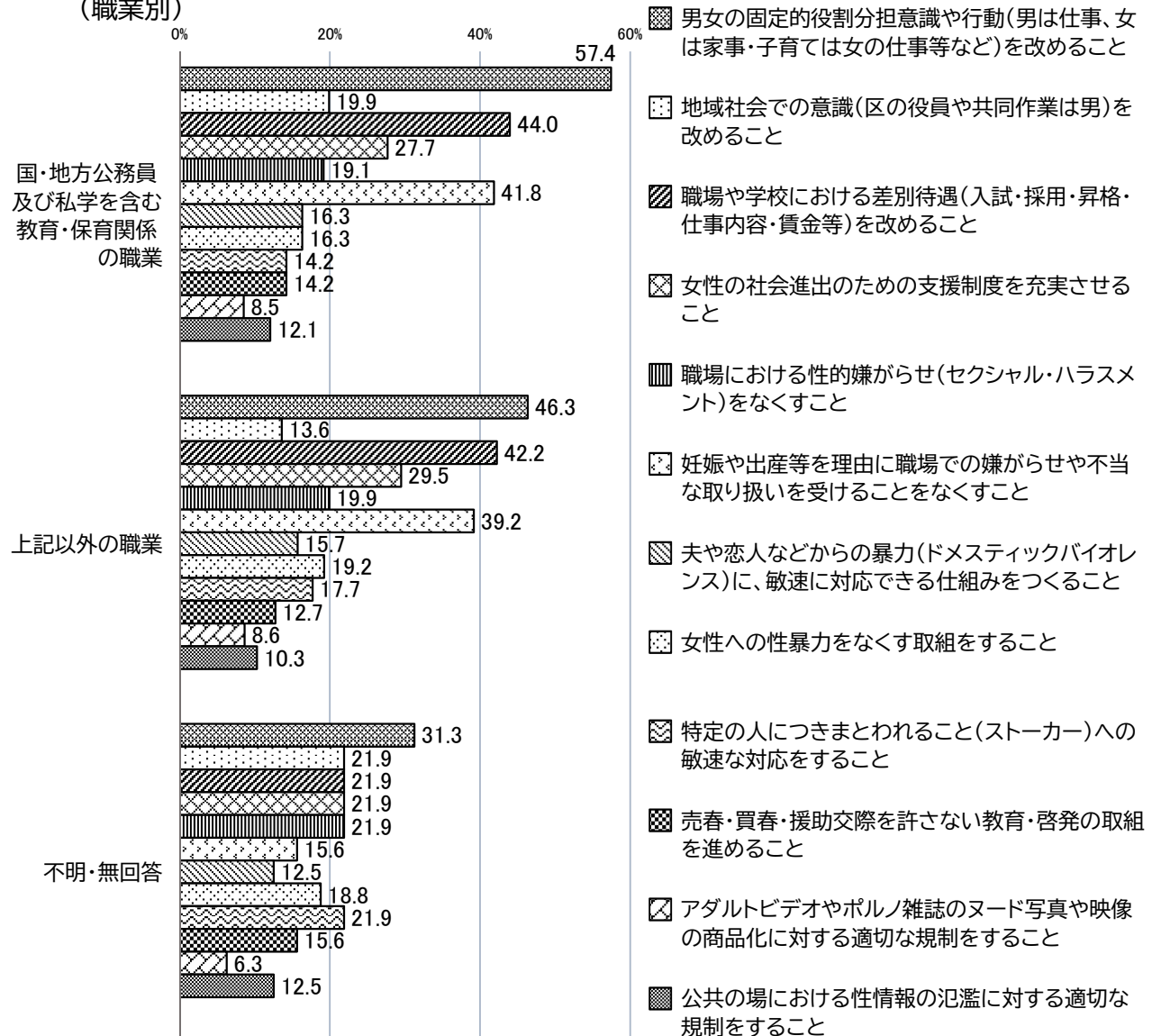
「女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと」を年齢層別に見ると、どの年齢層も「男女の固定的役割分担意識や行動を改めること」の数値が最も高い。次に「学校や職場での差別待遇を改めること」であるが、30歳～39歳では「妊娠や出産等を理由に職場での嫌がらせや不当な取り扱いを受けることをなくすこと」が2番目で、その数値の高さは、妊娠や出産を経験して時間的

経過が少ない当事者や配偶者の思いが感じられる。40歳～59歳は、「男女の固定的役割分担意識や行動を改めること」「学校や職場における差別待遇を改めること」「妊娠や出産等を理由に職場での嫌がらせや不当な取り扱いを受けることをなくすこと」が同じような数値である。

2) 職業別特徴

		質問12 女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと											
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)		回答者数	を改め る育こ こは女 の事 仕 事 等 家	男 子 の 固 定 的 役 割 分 担 意 識	員 と 共 同 作 業 は 男 性 を 区 別 し て 考 え る	こ と 共 同 作 業 の 意 識 を 区 別 し て 考 え る	事 内 容 ・ 賃 金 等 を 昇 格 め る	職 場 入 学 ・ 校 採 用 お け る 格 差 ・ 別 待 遇	女 性 の 社 会 進 出 の た め の 支 援 度 を 充 実 さ せ る こ と	ト セ ク シ ヤ ル ハ ラ ス メ ン セ	職 場 に お け る 性 的 嫌 が ら せ メ ン セ	こ と 扱 い を 受 け る こ と を 不 当 な 取 扱 い と 認 め る こ と	妊 娠 や 出 産 等 を 理 由 と し て 職 場 を 辞 め る こ と
全 体		1,021	484	150	427	296	203	396					
		100.0	47.4	14.7	41.8	29.0	19.9	38.8					
職	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	81	28	62	39	27	59					
		100.0	57.4	19.9	44.0	27.7	19.1	41.8					
業	上記以外の職業	848	393	115	358	250	169	332					
		100.0	46.3	13.6	42.2	29.5	19.9	39.2					
	不明・無回答	32	10	7	7	7	7	5					
		100.0	31.3	21.9	21.9	21.9	21.9	15.6					
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)		質問12 女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと											
		つにイカ夫 く対オヘや る応レド恋 こでンメ人 ときススな るンデど 仕にイか 組、ツら み敏クの を速バ暴	す女 取性 組ヘ をの す性 暴 こ力 とを なく	をカレ特 すーる定 るーこの こヘと人 とのへに 敏スつ 速トき なーま 対と 応わ	のを売 取許春 組さ・ をな買 進い春 め教・ る育援 こ・助 と啓交 発際	適映ノア 切像雑ダ なの誌ル 規商のト 制品ヌビ を化ーデ すにドオ る対写や こす真ポ とるやル	な報公 規の共 制汎の を濫場 すにに る対お こすけ とるる 適性 切情	不 明 ・ 無 回 答					
全 体		160	192	177	133	87	108	36					
		15.7	18.8	17.3	13.0	8.5	10.6	3.5					
職	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	23	23	20	20	12	17	0					
		16.3	16.3	14.2	14.2	8.5	12.1	0.0					
業	上記以外の職業	133	163	150	108	73	87	27					
		15.7	19.2	17.7	12.7	8.6	10.3	3.2					
	不明・無回答	4	6	7	5	2	4	9					
		12.5	18.8	21.9	15.6	6.3	12.5	28.1					

問12-3 女性の人権に関することで、特に必要だと思うこと
(職業別)



職業別差異は見られない。

子どもの人権問題について

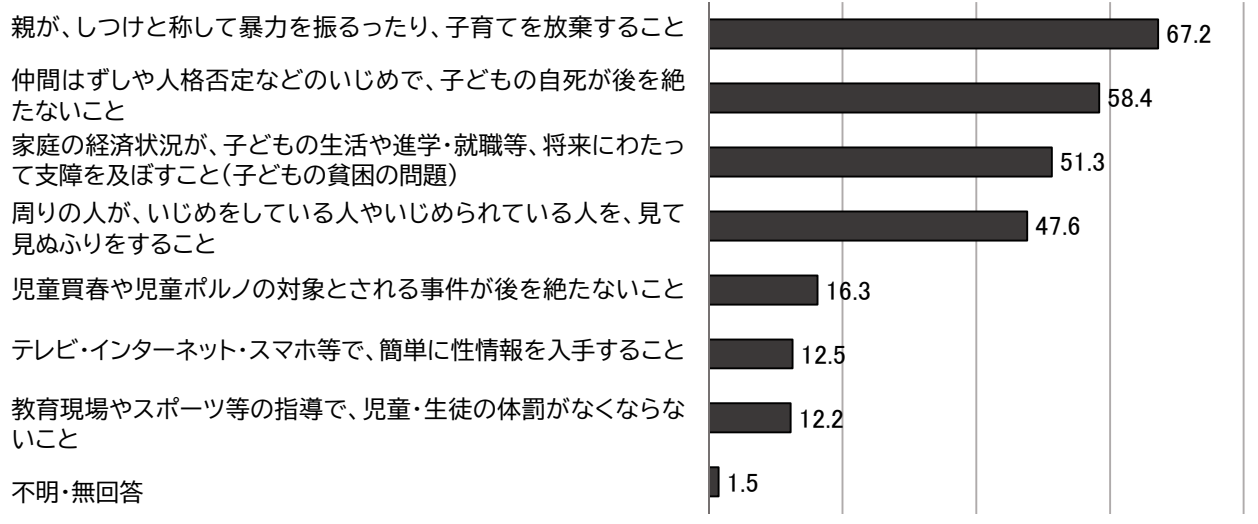
質問 13 子どもの人権に関することで、とくに迅速に改善すべきだと思うもの

子どもの人権に関する課題の中で、あなたが特に迅速に改善すべきだと思うものについて、3つ以内選んで、○を付けてください。（複数回答）

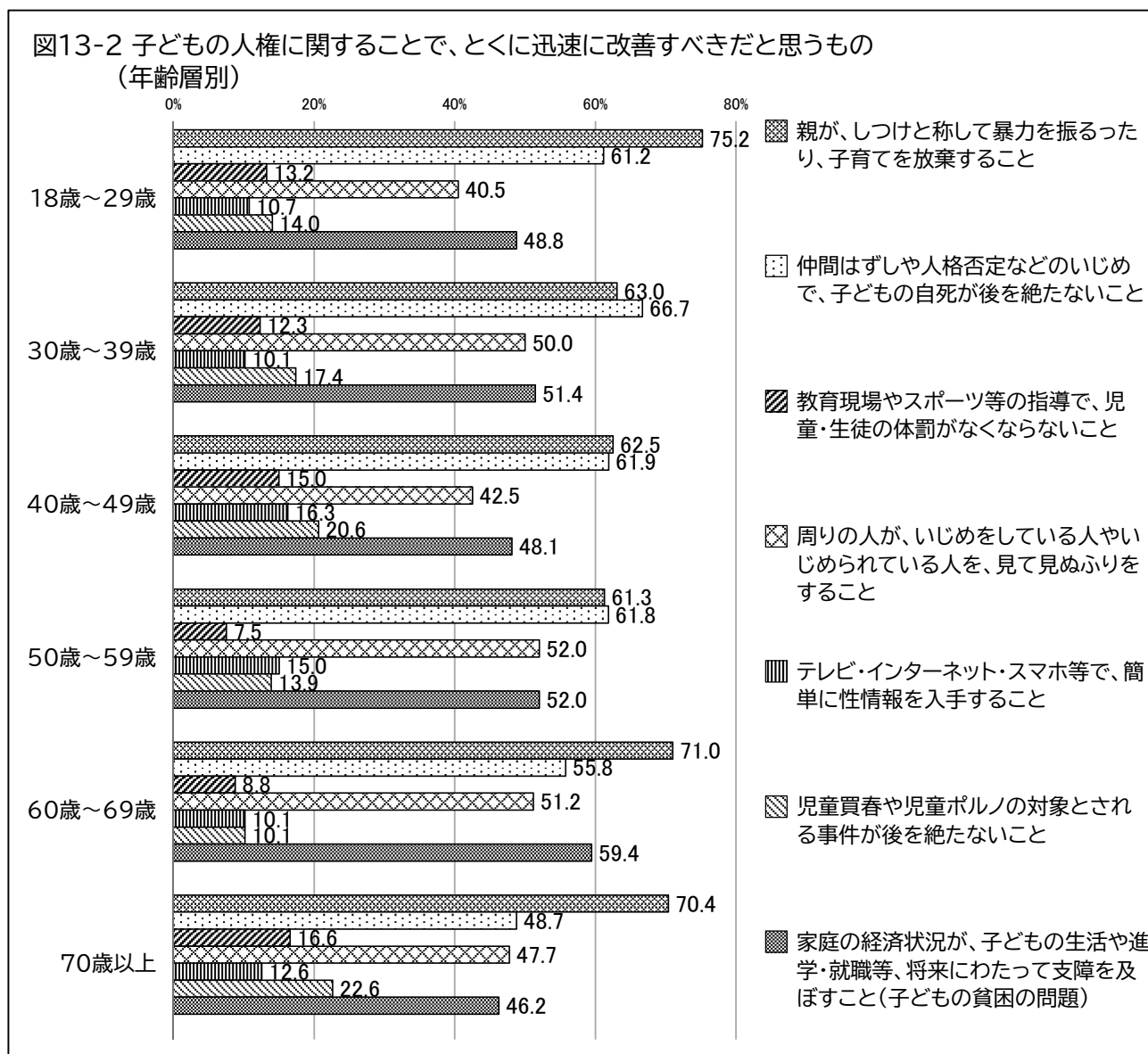
1) 全体及び年齢層別特徴

		質問13 子どもの人権に関することで、とくに迅速に改善すべきだと思うもの								
		回答者数	親が、しつけと称して暴力を振るったり、子育てを放棄すること	仲間はずしや人格否定などのいじめで、子どもの自死が後を絶たないこと	教育現場やスポーツ等の指導で、児童・生徒の体罰がなくならないこと	周りの人が、いじめをしている人やいじめられている人を見えぬふりをする	児童買春や児童ポルノの対とされる事件が後を絶たないこと	児童買春や児童ポルノの対とされる事件が後を絶たないこと	生活や進学・就職等、将来にわたって支障を及ぼすこと(子どもの貧困の問題)	不明・無回答
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)										
全 体		1,021	686	596	125	486	128	166	524	15
		100.0	67.2	58.4	12.2	47.6	12.5	16.3	51.3	1.5
年 齢	18歳～29歳	121	91	74	16	49	13	17	59	2
		100.0	75.2	61.2	13.2	40.5	10.7	14.0	48.8	1.7
	30歳～39歳	138	87	92	17	69	14	24	71	0
		100.0	63.0	66.7	12.3	50.0	10.1	17.4	51.4	0.0
	40歳～49歳	160	100	99	24	68	26	33	77	1
		100.0	62.5	61.9	15.0	42.5	16.3	20.6	48.1	0.6
	50歳～59歳	173	106	107	13	90	26	24	90	3
		100.0	61.3	61.8	7.5	52.0	15.0	13.9	52.0	1.7
	60歳～69歳	217	154	121	19	111	22	22	129	0
		100.0	71.0	55.8	8.8	51.2	10.1	10.1	59.4	0.0
	70歳以上	199	140	97	33	95	25	45	92	6
		100.0	70.4	48.7	16.6	47.7	12.6	22.6	46.2	3.0
不明・無回答		13	8	6	3	4	2	1	6	3
		100.0	61.5	46.2	23.1	30.8	15.4	7.7	46.2	23.1

図13-1 子どもの人権に関することで、とくに迅速に改善すべきだと思うもの
(全体)



「子どもの人権に関することで、とくに迅速に改善すべきだと思うもの」は、「親が、しつげと称して暴力を振るったり、子育てを放棄すること」(子どもの虐待や育児放棄)が67.2%、次に「仲間はずしや人格否定などのいじめで、子どもの自死が後を絶たないこと」(いじめによる自死の問題)が58.4%、「家庭の経済状況が、子どもの生活や進学・就職等、将来にわたって支障を及ぼすこと」(子どもの貧困の問題)が51.3%、「周りの人が、いじめをしている人やいじめられている人を、見て見ぬふりをする事」が47.6%である。質問5の関係法律の認知度でも、「いじめ防止対策推進法」を「内容をよく知っている」「内容は少し知っている」の合計で32.5%と、他の人権関係法律よりも認知度が高く、「子どものいじめ問題」の関心が高いことがわかる。



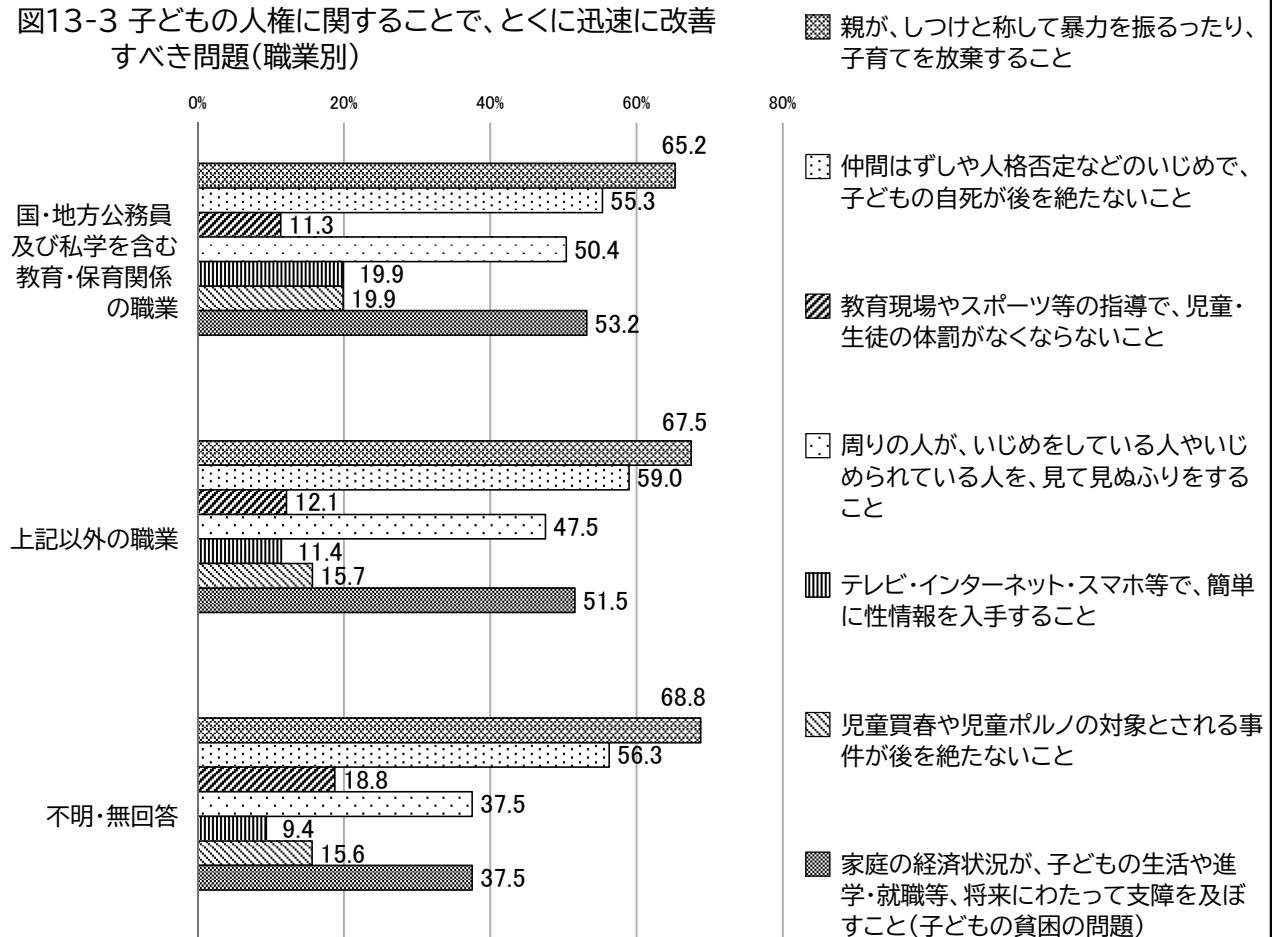
年齢層別に見ると、29歳以下では「子どもの虐待や育児放棄の問題」が75.2%と高い数値を示しており、30歳～59歳では、「子どもの虐待や育児放棄の問題」と「いじめによる自死の問題」が同じような数値である。60歳～69歳になると「子どもの虐待や育児放棄の問題」と「子どもの貧困の問題」であり、70歳以上の年齢層も「子どもの貧困の問題」に高い関心があることがわかる。

各年齢層とも「子どもの人権問題」に関心が高く、「子どもの虐待や育児放棄の問題」や「自死を含むいじめの問題」を早急に改善すべきだと考えている市民が多い。

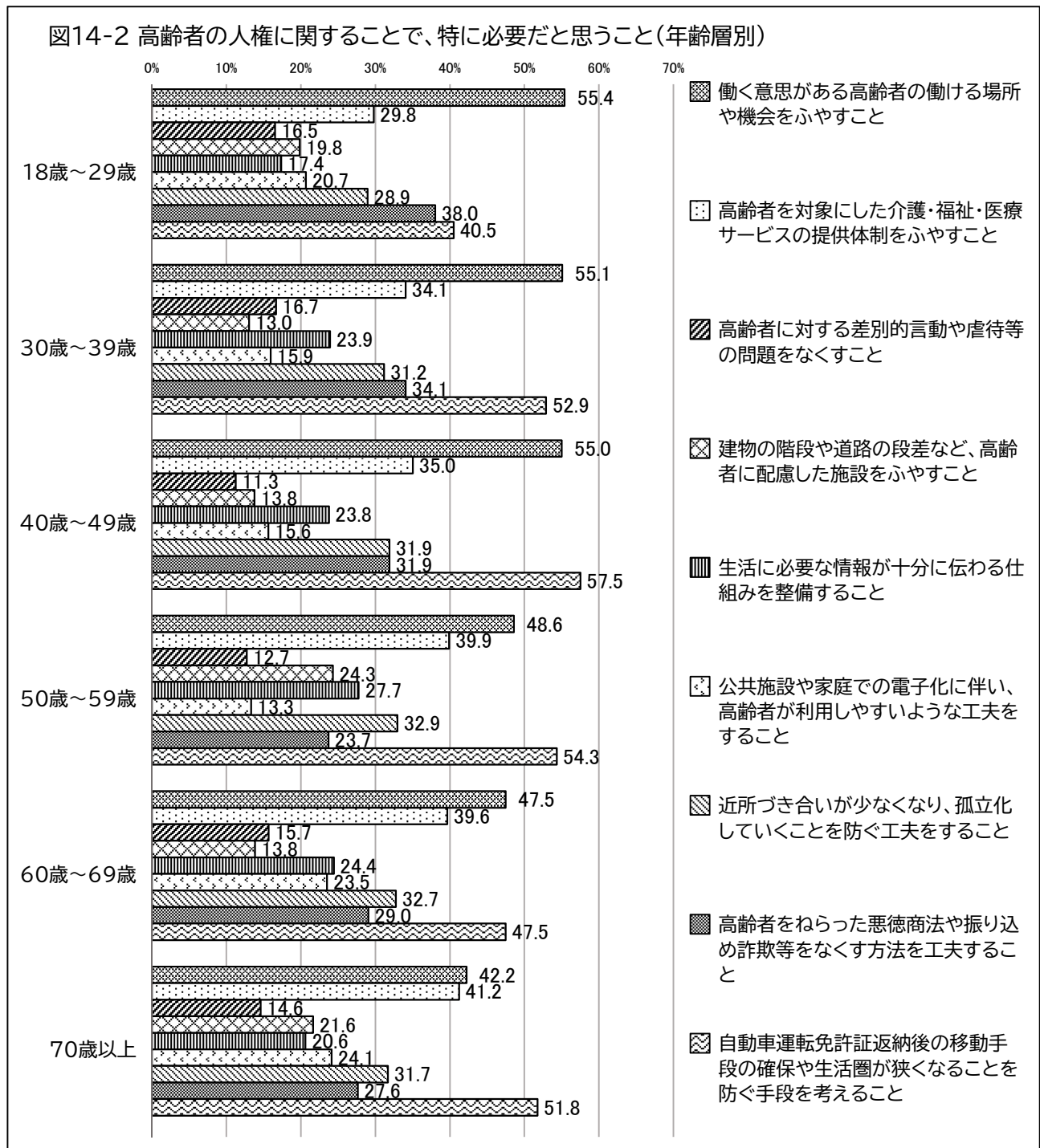
2)職業別特徴

		質問13 子どもの人権に関することで、とくに迅速に改善すべき問題								
		回答者数	親が、しつけと称して暴力を振ったり、子育てを放棄すること	仲間はずしや人格否定などのいじめで、子どもの自死が後を絶たないこと	教育現場やスポーツ等の指導で、児童・生徒の体罰がなくなること	周りの人が、いじめをしている人やいじめられている人を見て見ぬふりをする	テレビ・インターネット・スマホ等で、簡単に性情報を入手すること	児童買春や児童ポルノの対象とされる事件が後を絶たないこと	家庭の経済状況が、子どもの生活や進学・就職等、将来にわたって支障を及ぼすこと(子どもの貧困の問題)	不明・無回答
全体		1,021	68.8	56.3	18.8	37.5	9.4	15.6	37.5	9.4
		100.0	67.2	58.4	12.2	47.6	12.5	16.3	51.3	1.5
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	92	78	16	71	28	28	75	1
		100.0	65.2	55.3	11.3	50.4	19.9	19.9	53.2	0.7
	上記以外の職業	848	572	500	103	403	97	133	437	11
		100.0	67.5	59.0	12.1	47.5	11.4	15.7	51.5	1.3
不明・無回答		32	22	18	6	12	3	5	12	3
		100.0	68.8	56.3	18.8	37.5	9.4	15.6	37.5	9.4

図13-3 子どもの人権に関することで、とくに迅速に改善すべき問題(職業別)



「高齢者の人権に関することで、特に必要だと思うこと」は、「自動車免許証返納後の移動手段の確保や生活圏が狭くなることを防ぐ手段を考えること」が 50.6%、「働く意思のある高齢者の働ける場所や機会をふやすこと」が 49.8%で、この 2 つが 50%前後の回答である。福祉・介護・医療関係よりも、活動の場（能動的な生活の場）の確保の意見が多いことがわかる。

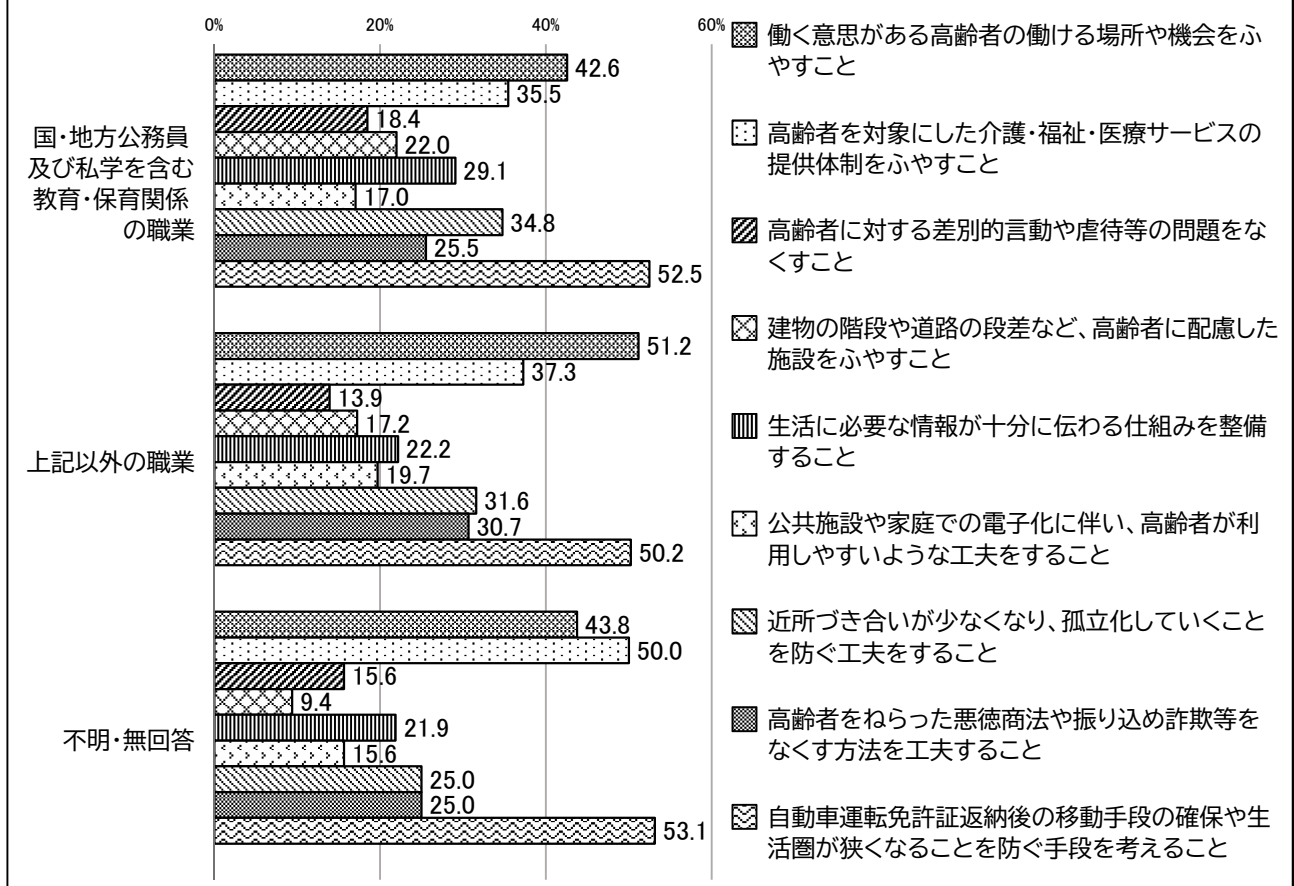


年齢層別にみると、29 歳以下は「働く意思がある高齢者の働ける場所や機会をふやすこと」が 55.4%と一番多く、年齢が高くなるに従って「自動車免許証返納後の移動手段の確保や生活圏が狭くなることを防ぐ手段を考えること」の数値が高くなり、70 歳以上では 51.8%と、「働ける場所や機会の確保」より 9.6 ポイントも高くなっている。各年齢層とも、高齢者の福祉・介護・医療関係の意見が 3 番目になっていることが特徴である。

2) 職業別特徴

		質問14 高齢者の人権に関することで、特に必要だと思うこと										
		回答者数	働く意思がある高齢者の働ける場所や機会をふやすこと	高齢者を対象にした介護・福祉・医療サービスの提供体制をふやすこと	高齢者に対する差別的言動や虐待等の問題をなくすこと	建物の階段や道路の段差など、高齢者に配慮した施設をふやすこと	生活に必要な情報が十分に伝わる仕組みを整備すること	公共施設や家庭での電子化に伴い、高齢者が利用しやすいような工夫をすること	近所づき合いが少なくなり、孤立化していくことを防ぐ工夫をすること	高齢者をねらった悪徳商法や振り込み詐欺等をなくす方法を工夫すること	自動車運転免許証返納後の移動手段の確保や生活圏が狭くなることを防ぐ手段を考えること	不明・無回答
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)												
全 体		1,021	508	382	149	180	236	196	325	304	517	18
		100.0	49.8	37.4	14.6	17.6	23.1	19.2	31.8	29.8	50.6	1.8
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	60	50	26	31	41	24	49	36	74	2
		100.0	42.6	35.5	18.4	22.0	29.1	17.0	34.8	25.5	52.5	1.4
	上記以外の職業	848	434	316	118	146	188	167	268	260	426	13
		100.0	51.2	37.3	13.9	17.2	22.2	19.7	31.6	30.7	50.2	1.5
業	不明・無回答	32	14	16	5	3	7	5	8	8	17	3
		100.0	43.8	50.0	15.6	9.4	21.9	15.6	25.0	25.0	53.1	9.4

図14-3 高齢者の人権に関することで、特に必要だと思うこと(職業別)



職業別では、「自動車免許証返納後の移動手段の確保や生活圏が狭くなることを防ぐ手段を考えること」と「働く意思がある高齢者の働ける場所や機会をふやすこと」が多く、「高齢者を対象にした介護・福祉・医療サービスの提供体制をふやすこと」が3番目で、職業的差異は認められない。

障がい者の人権問題について

質問 15 「障害者差別解消法」のキーワードの認知度

障がい者の人権問題を解消する法律「障害者差別解消法」が 2016 年に制定されましたが、法律のキーワードとなる「合理的配慮」「不当な差別的取扱い」「社会的障壁」について、あなたはどの程度知っていますか、それぞれの該当するところに、1 つ〇を付けてください。

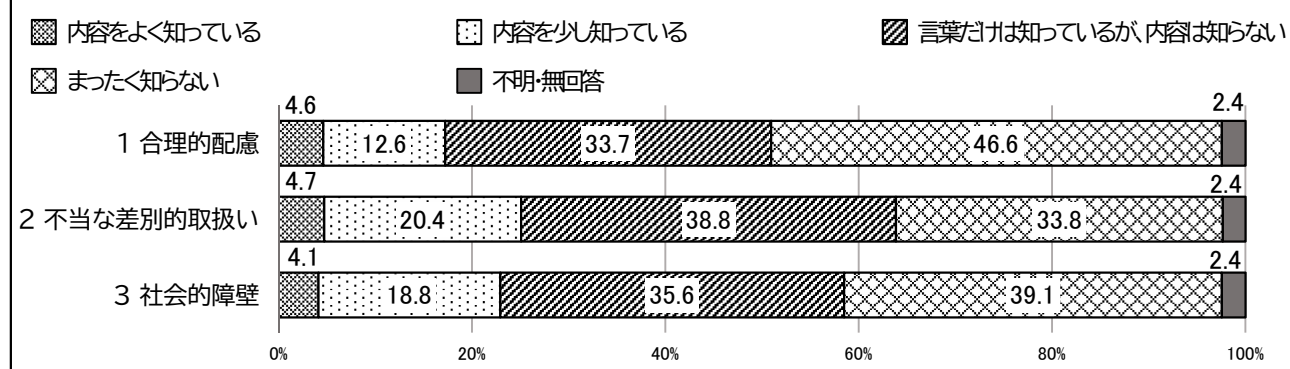
1) 全体の特徴 (1～3)

		質問15「障害者差別解消法」のキーワードの認知度						内容を 知っている	内容を 知らない
		回答 者数	て内 い容 るを よく 知っ	て内 い容 るを 少し 知っ	はて言 知い葉 らるだ ながけ い、は 内知容 容っ	いま った く知 らな	無不 回明 答・		
		上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)							
全 体	1 合理的配慮	1,021	47	129	344	476	25	176	820
		100.0	4.6	12.6	33.7	46.6	2.4	17.2	80.3
	2 不当な差別的取扱い	1,021	48	208	396	345	24	256	741
		100.0	4.7	20.4	38.8	33.8	2.4	25.1	72.6
	3 社会的障壁	1,021	42	192	363	399	25	234	762
		100.0	4.1	18.8	35.6	39.1	2.4	22.9	74.7

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図15 「障害者差別解消法」のキーワードの認知度(全体)



国連の「障害者権利条約」の批准のために、2016 年に制定した「障害者差別解消法」は、「生活のしにくさ（障害）は、『社会的障壁』によって起こり、『社会的障壁』に対して、『合理的配慮』をすることが求められ、『合理的配慮』をしないこと、『不当な差別的取扱い』を障がい者差別」と定義している。

障がい者の人権問題を考えるとき「障害者差別解消法」の3つのキーワードの理解は必須事項である。これらについて「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」を「知らない」として見ると、「合理的配慮」で 80.3%、「不当な差別的取扱い」で 72.6%、「社会的障壁」で 74.7%が「知らない」という状況である。質問6「関心がある人権問題」の3番目が「障がい者の人権に関する問題」(46.7%)であることから考えると、「障害者差別解消法」制定されて 4 年、障がい者の人権に関する教育・啓発に課題があることがわかる。

【15-1 「合理的配慮」】

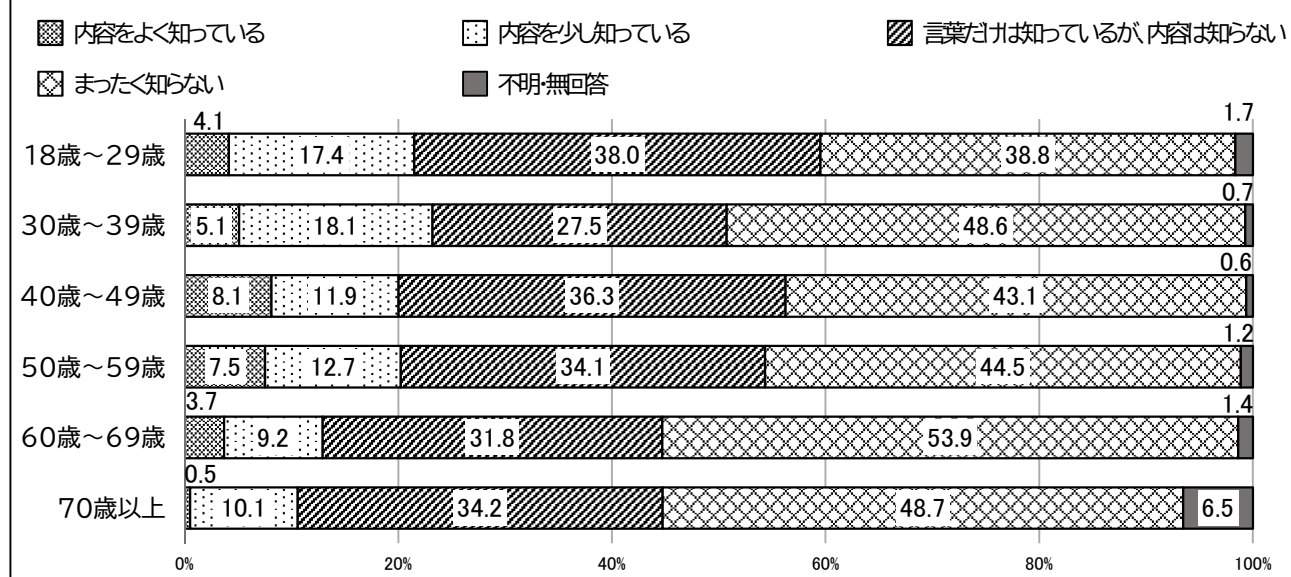
1) 年齢層別特徴

		質問15-1「合理的配慮」					内容を 知っている	内容を 知らない	
		回答者 数	内容を よく 知る	内容を 少し 知る	言葉だけ 知っている が内容は 知らない	まったく 知らない			不明・ 回答なし
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)									
全 体		1,021	47	129	344	476	25	176	820
		100.0	4.6	12.6	33.7	46.6	2.4	17.2	80.3
年 齢	18歳～29歳	121	5	21	46	47	2	26	93
		100.0	4.1	17.4	38.0	38.8	1.7	21.5	76.8
	30歳～39歳	138	7	25	38	67	1	32	105
		100.0	5.1	18.1	27.5	48.6	0.7	23.2	76.1
	40歳～49歳	160	13	19	58	69	1	32	127
		100.0	8.1	11.9	36.3	43.1	0.6	20.0	79.4
	50歳～59歳	173	13	22	59	77	2	35	136
		100.0	7.5	12.7	34.1	44.5	1.2	20.2	78.6
	60歳～69歳	217	8	20	69	117	3	28	186
		100.0	3.7	9.2	31.8	53.9	1.4	12.9	85.7
	70歳以上	199	1	20	68	97	13	21	165
		100.0	0.5	10.1	34.2	48.7	6.5	10.6	82.9
	不明・無回答	13	0	2	6	2	3	2	8
		100.0	0.0	15.4	46.2	15.4	23.1	15.4	61.6

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図15-1-1「合理的配慮」(年齢層別)



年齢層別に「合理的配慮」の理解度を「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計を「内容を知っている」として見ると、39歳以下で20%強、40歳～59歳で約20%、60歳以上になると10%強であり、年齢が高くなるに従って理解度が低くなっていることがわかる。

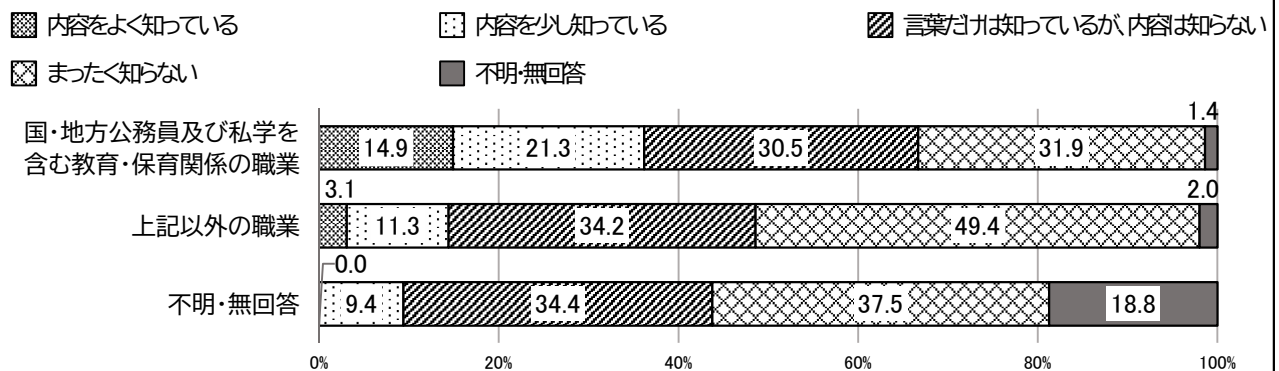
2) 職業別特徴

		質問15-1「合理的配慮」					る 内 容を知っ てい	内 容を知ら ない	
		回 答 者 数	知 内 っ 容 てを い よ く	知 内 っ 容 てを い 少 し	ら が 知 言 ない 内 っ 容 容 だ は け は 知	な ま い っ た く 知 ら			無 不 回 明 答 ・
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	47	129	344	476	25	176	820
		100.0	4.6	12.6	33.7	46.6	2.4	17.2	80.3
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	21	30	43	45	2	51	88
		100.0	14.9	21.3	30.5	31.9	1.4	36.2	62.4
	上記以外の職業	848	26	96	290	419	17	122	709
		100.0	3.1	11.3	34.2	49.4	2.0	14.4	83.6
	不明・無回答	32	0	3	11	12	6	3	23
		100.0	0.0	9.4	34.4	37.5	18.8	9.4	71.9

* 内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

* 内容を知らない・・・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図15-1-2「合理的配慮」(職業別)



職業別特徴は、「特定職業従事者」の36.2%が「内容を知っている」状況であるが、「上記以外の職業」では14.4%である。

新しく制定された法律であることから「特定職業従事者」は、「職場研修」の題材として取り扱われてきたため、認知度が高いと考えられる。一方で、市民啓発の題材としての取り上げ方が少なかったことから「上記以外の職業」の人々が知る機会が少なく、認知度が低いと考えられる。

【15-2 「不当な差別的取扱い」】

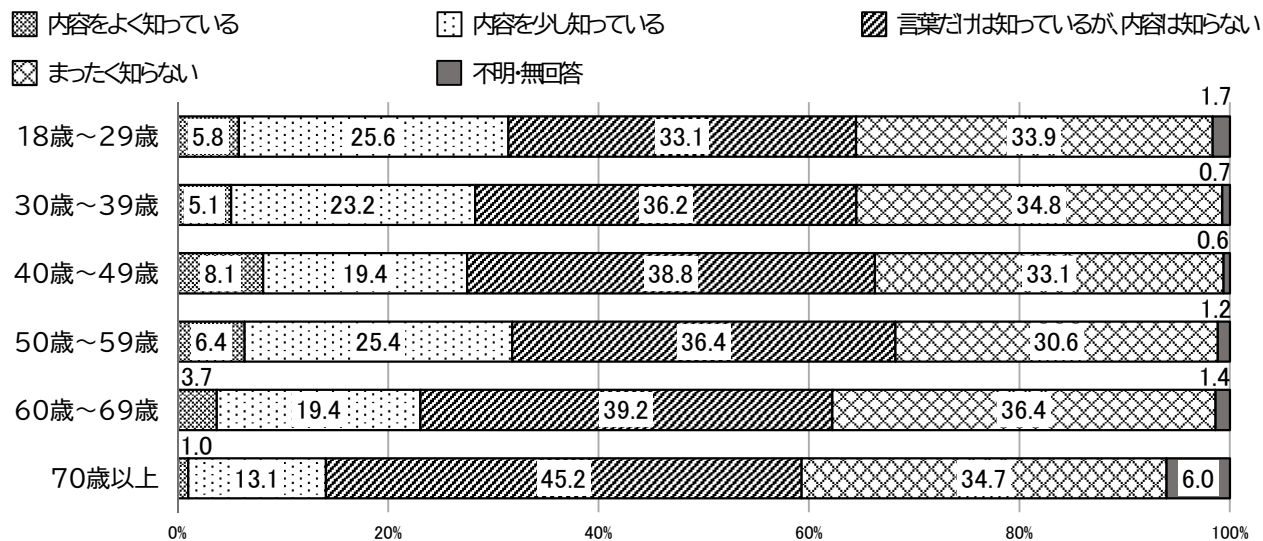
1) 年齢層別特徴

		質問15-2「不当な差別的取扱い」					内容を 知っている	内容を 知らない	
		回答者 数	内容を よく 知る	内容を 少し 知る	言葉だけ 知っている が内容は 知らない	まったく 知らない			不明・ 回答
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)									
全 体		1,021	48	208	396	345	24	256	741
		100.0	4.7	20.4	38.8	33.8	2.4	25.1	72.6
年 齢	18歳～29歳	121	7	31	40	41	2	38	81
		100.0	5.8	25.6	33.1	33.9	1.7	31.4	67.0
	30歳～39歳	138	7	32	50	48	1	39	98
		100.0	5.1	23.2	36.2	34.8	0.7	28.3	71.0
	40歳～49歳	160	13	31	62	53	1	44	115
		100.0	8.1	19.4	38.8	33.1	0.6	27.5	71.9
	50歳～59歳	173	11	44	63	53	2	55	116
		100.0	6.4	25.4	36.4	30.6	1.2	31.8	67.0
	60歳～69歳	217	8	42	85	79	3	50	164
		100.0	3.7	19.4	39.2	36.4	1.4	23.1	75.6
70歳以上	199	2	26	90	69	12	28	159	
	100.0	1.0	13.1	45.2	34.7	6.0	14.1	79.9	
不明・無回答	13	0	2	6	2	3	2	8	
	100.0	0.0	15.4	46.2	15.4	23.1	15.4	61.6	

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図15-2-1「不当な差別的取扱い」(年齢層別)



「不当な差別的取扱い」、つまり「障がい者差別とは何か」を法律で明記した画期的内容であるが、60歳以上の理解度が低い。

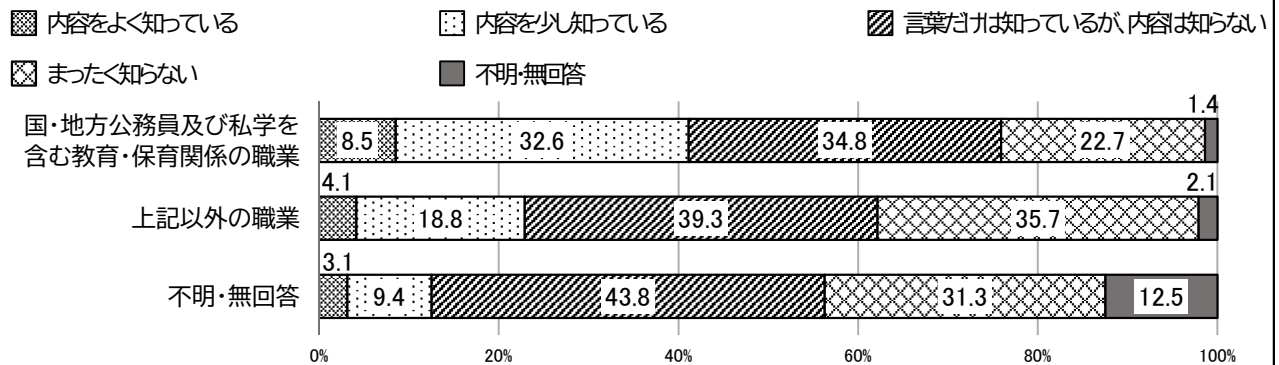
2) 職業別特徴

		質問15-2「不当な差別的取扱い」					る 内 容を 知っ てい	内 容を 知ら ない	
		回 答 者 数	知 内 っ 容 て を い よ る く	知 内 っ 容 て を い 少 る し	ら が 知 言 な 、 っ 葉 い 内 だ 容 け は る は 知	な ま い っ た く 知 ら			無 不 回 明 答 ・
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)									
全 体		1,021	48	208	396	345	24	256	741
		100.0	4.7	20.4	38.8	33.8	2.4	25.1	72.6
職 業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	12	46	49	32	2	58	81
		100.0	8.5	32.6	34.8	22.7	1.4	41.1	57.5
	上記以外の職業	848	35	159	333	303	18	194	636
		100.0	4.1	18.8	39.3	35.7	2.1	22.9	75.0
	不明・無回答	32	1	3	14	10	4	4	24
		100.0	3.1	9.4	43.8	31.3	12.5	12.5	75.1

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図15-2-2 「不当な差別的取扱い」(職業別)



「特定職業従事者」は、障がいのある人に対して「不当な差別的取扱い」をしないための研修を推進しているが、「上記以外の職業」については、企業の管理職研修や新規採用者職員の研修の題材となる機会はあるが、市民啓発や職場研修等での取り上げ方に不十分さがあった結果であると考えられる。

【15-3 「社会的障壁」】

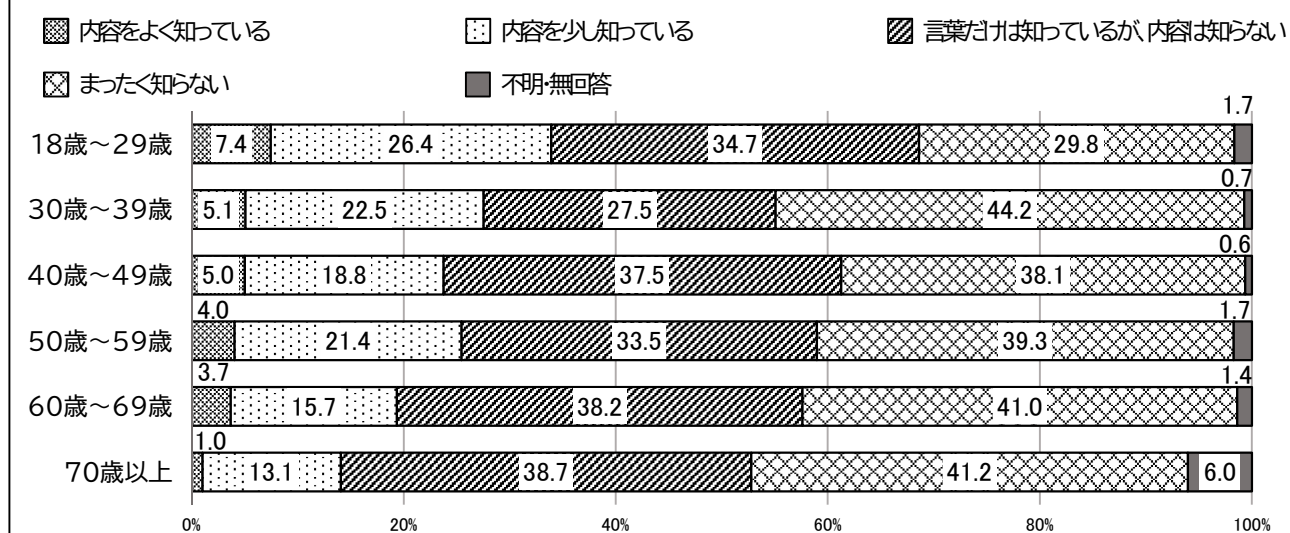
1) 年齢層別特徴

		質問15-3「社会的障壁」					内容を 知っている	内容を 知らない	
		回答者 数	内容を よく 知る	内容を 少し 知る	言葉 だけ は知 るが 内 容は 不 明	ま った く 知 ら ない			
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)									
全 体		1,021	42	192	363	399	25	234	762
		100.0	4.1	18.8	35.6	39.1	2.4	22.9	74.7
年 齢	18歳～29歳	121	9	32	42	36	2	41	78
		100.0	7.4	26.4	34.7	29.8	1.7	33.8	64.5
	30歳～39歳	138	7	31	38	61	1	38	99
		100.0	5.1	22.5	27.5	44.2	0.7	27.6	71.7
	40歳～49歳	160	8	30	60	61	1	38	121
		100.0	5.0	18.8	37.5	38.1	0.6	23.8	75.6
	50歳～59歳	173	7	37	58	68	3	44	126
		100.0	4.0	21.4	33.5	39.3	1.7	25.4	72.8
	60歳～69歳	217	8	34	83	89	3	42	172
		100.0	3.7	15.7	38.2	41.0	1.4	19.4	79.2
	70歳以上	199	2	26	77	82	12	28	159
		100.0	1.0	13.1	38.7	41.2	6.0	14.1	79.9
	不明・無回答	13	1	2	5	2	3	3	7
		100.0	7.7	15.4	38.5	15.4	23.1	23.1	53.9

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図15-3-1「社会的障壁」(年齢層別)



「社会的障壁」についての年齢層別特徴は、年齢層が若い程認知度が高く、高齢になるに従って認知度が低くなっているのが特徴である。

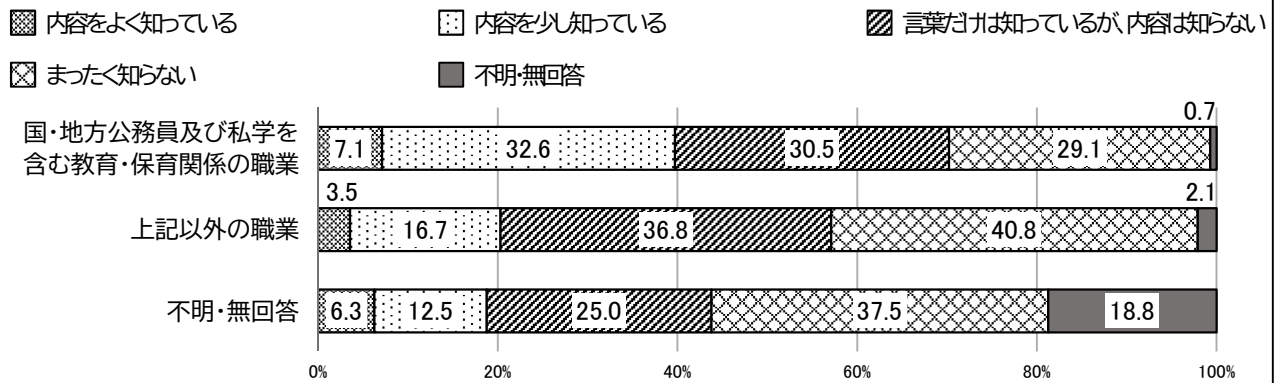
2) 職業別特徴

		質問15-3「社会的障壁」					内容を知っている	内容を知らない
		回答者数	知っている内容をよく知る	知っている内容を少し知る	言葉だけ知っているが内容は知らない	言葉だけ知っているが内容は知らない		
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)								
全 体		1,021	42	192	363	399	25	234
		100.0	4.1	18.8	35.6	39.1	2.4	22.9
職業別	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	10	46	43	41	1	56
		100.0	7.1	32.6	30.5	29.1	0.7	39.7
	上記以外の職業	848	30	142	312	346	18	172
		100.0	3.5	16.7	36.8	40.8	2.1	20.2
	不明・無回答	32	2	4	8	12	6	6
		100.0	6.3	12.5	25.0	37.5	18.8	18.8

*内容を知っている・・・「内容をよく知っている」と「内容を少し知っている」の合計

*内容を知らない・・・「言葉だけは知っているが、内容は知らない」と「まったく知らない」の合計

図15-3-2「社会的障壁」(職業別)



「合理的配慮」「不当な差別的取扱い」の認知度と同じように、「特定職業従事者」の認知度は「上記以外の職業」に比べて高いが、日常業務として国民の人権を守る立場にある者として、「内容を知らない」が60%近くいることの検討が必要である。

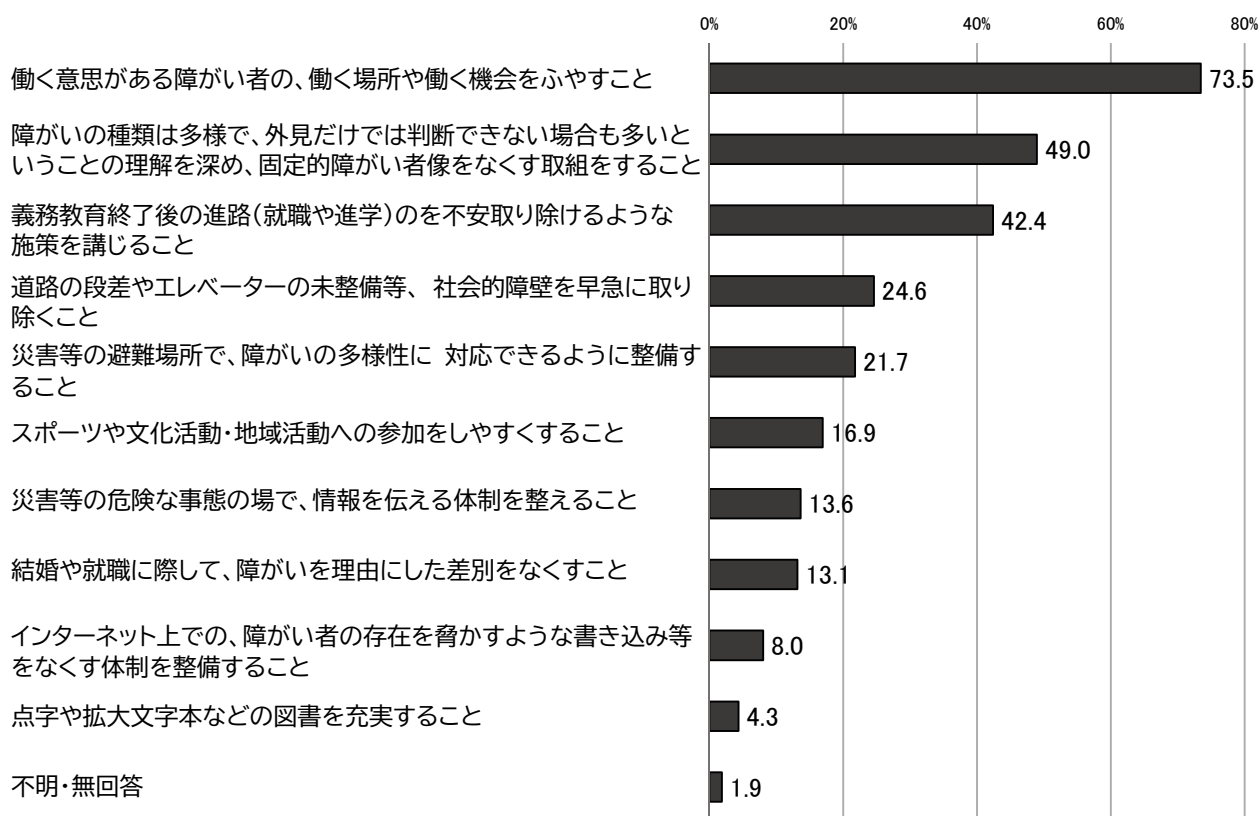
質問 16 障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと

障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うことを、3つ以内選んで、○を付けてください。（複数回答）

1) 全体及び年齢層別特徴

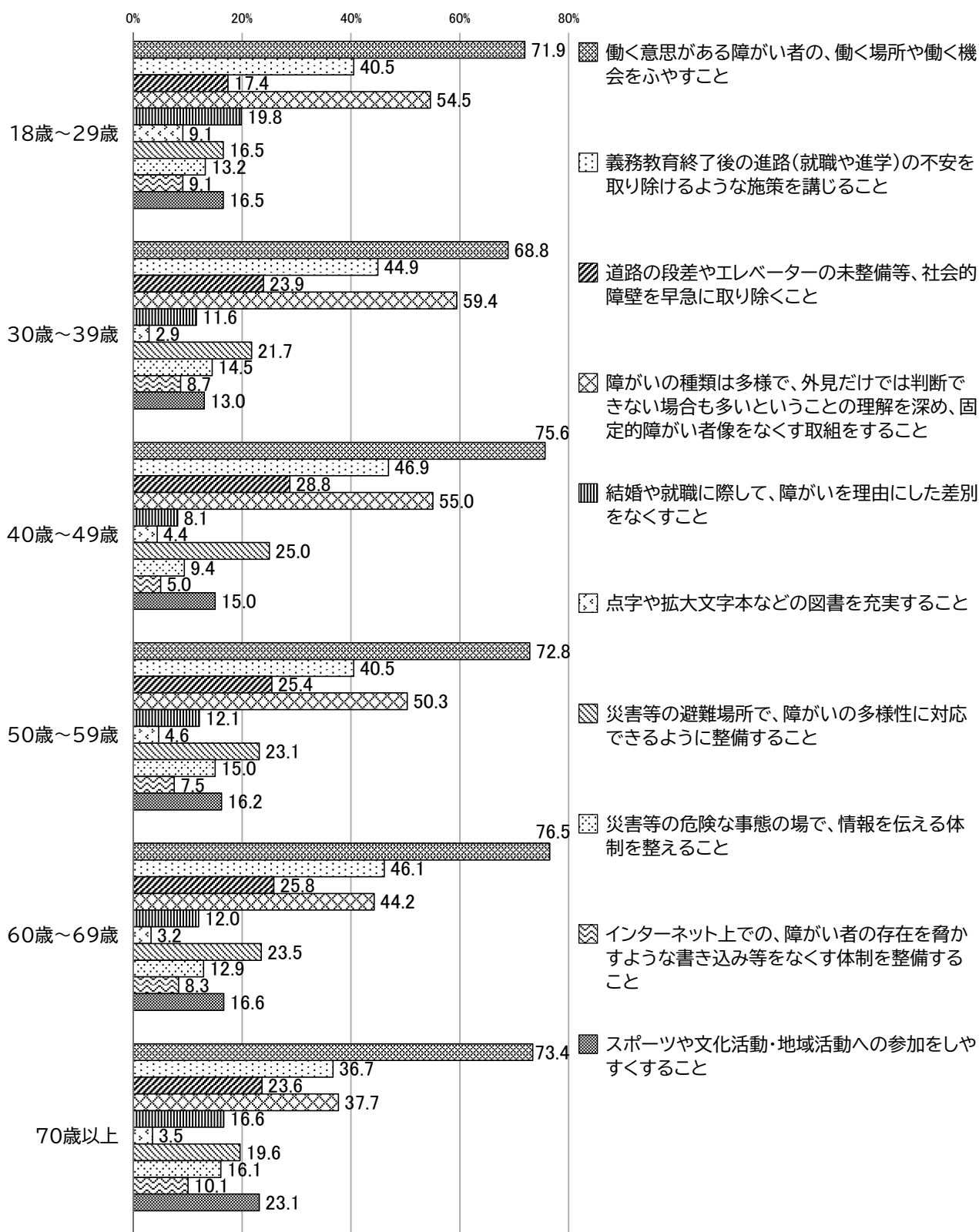
		質問16 障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと					
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)		回答者数	をの働 ふ、く や働意 すく思 こ場が と所ある やる障 くが機 い会者	講取へ義 じり就務 る除職教 こけや育 とる進終 よ学了後 うのの な不進 施安路 策をを	と障タ道 壁 路 をのの 早未段 急整差 に備や 取等エ り、レ 除社ベ く会 この的	すがのい外障 る理場見が こ者解合だい と像をもけの を深多で種 なめいは類 く、と判は す固い断多 取定うで様 組的こきで を障とな、	なが結 くい婚 すをや こ理就 と由職 にに し際 たし 差て 別、 を障
全 体		1,021	750	433	251	500	134
		100.0	73.5	42.4	24.6	49.0	13.1
年 齢	18歳～29歳	121	87	49	21	66	24
		100.0	71.9	40.5	17.4	54.5	19.8
	30歳～39歳	138	95	62	33	82	16
		100.0	68.8	44.9	23.9	59.4	11.6
	40歳～49歳	160	121	75	46	88	13
		100.0	75.6	46.9	28.8	55.0	8.1
	50歳～59歳	173	126	70	44	87	21
		100.0	72.8	40.5	25.4	50.3	12.1
	60歳～69歳	217	166	100	56	96	26
		100.0	76.5	46.1	25.8	44.2	12.0
	70歳以上	199	146	73	47	75	33
		100.0	73.4	36.7	23.6	37.7	16.6
不明・無回答		13	9	4	4	6	1
		100.0	69.2	30.8	30.8	46.2	7.7
		質問16 障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと					
上段:回答者数(人) 下段:割合 (%)		すな点 るど字 このや と図拡 書大 を文 充字 実本	う性で災 にに、害 整対障等 備応がの すでい避 るきの難 こる多場 とよ様所	る伝態災 こえの害 とる場等 体での 制、危 を情険 整報な えを事	るくな存でイ こす書在のン と体きを、タ 制込脅障 をみかがネ 整等すいッ 備をよ者ト すなうの上	る参動ス こ加・ポ とを地 し域ツ や活や す動文 くハ化 すの活	不明・無 回答
全 体		44	222	139	82	173	19
		4.3	21.7	13.6	8.0	16.9	1.9
年 齢	18歳～29歳	11	20	16	11	20	2
		9.1	16.5	13.2	9.1	16.5	1.7
	30歳～39歳	4	30	20	12	18	1
		2.9	21.7	14.5	8.7	13.0	0.7
	40歳～49歳	7	40	15	8	24	0
		4.4	25.0	9.4	5.0	15.0	0.0
	50歳～59歳	8	40	26	13	28	3
		4.6	23.1	15.0	7.5	16.2	1.7
	60歳～69歳	7	51	28	18	36	2
		3.2	23.5	12.9	8.3	16.6	0.9
	70歳以上	7	39	32	20	46	8
		3.5	19.6	16.1	10.1	23.1	4.0
不明・無回答		0	2	2	0	1	3
		0.0	15.4	15.4	0.0	7.7	23.1

図16-1 障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと(全体)



「障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと」は、「働く意思がある障がい者の、働く場所や働く機会をふやすこと」が73.5%と一番多く、次に「障がいの種類は多様で、外見だけでは判断できない場合も多いということの理解を深め、固定的障がい者像をなくす取組をすること」の49.0%、「義務教育終了後の進路（就職や進学）の不安を取り除けるような施策を講じること」の42.4%である。障がい者の生活に関することと「障がい者理解」に関する意見が多い。

図16-2 障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと(年齢層別)



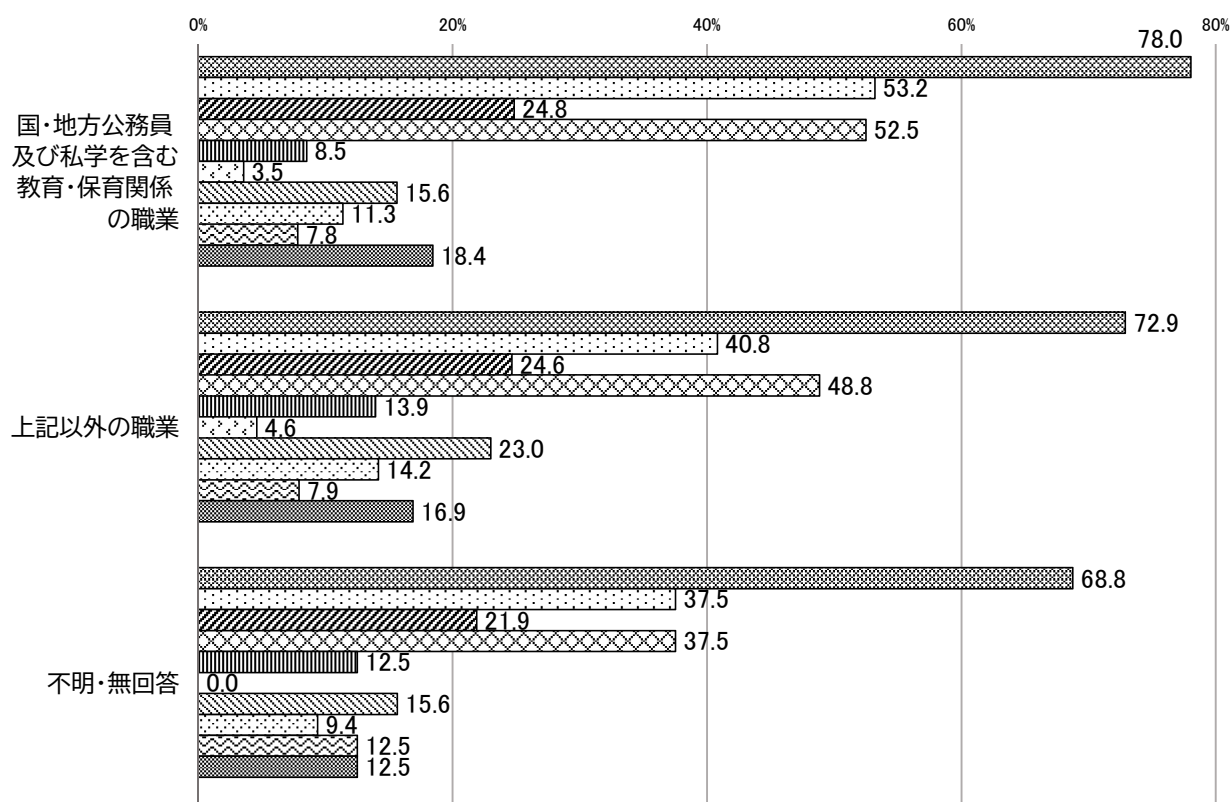
年齢別特徴は、どの年齢層にも共通している内容は、「働く意思がある障がい者の、働く場所や働く機会をふやすこと」が一番多いことである。次に59歳以下では「障がいの種類は多様で、外見だけでは判断できない場合も多いということの理解を深め、固定的障がい者像を無くす取組をすること」、60歳以上では「義務教育終了後の進路（就職・進学）の不安を取り除けるような施策を

講じること」と異なることが特徴である。つまり、年齢の若い層では「障がい者理解」、高齢者は「障がい者の進路保障」となっている。

2) 職業別特徴

		質問16 障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと					
		回答者数	心の働 や、く す働意 こく思 と場が 所ある やる 働障 くが 機い 会者 を	とけ職義 るや務 よ進教 う学育 なし終 施の了 策不後 を安の 講を進 じ取路 るりへ こ除就	早の道 急未路 に整の 取備段 り等差 除、や く社工 こ会レ と的ベ 障ー 壁タ をー	をを合見障 な深もだが くめ多けい す、いでの 取固とは種 組定い判類 を的う断は す障こで多 るがとき様 こいのなで と者理い、 像解場外	すい結 こを婚 と理や 由就 に職 した際 差し 別て を、 な障 くが
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)							
全 体		1,021	750	433	251	500	134
		100.0	73.5	42.4	24.6	49.0	13.1
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	141	110	75	35	74	12
		100.0	78.0	53.2	24.8	52.5	8.5
	上記以外の職業	848	618	346	209	414	118
		100.0	72.9	40.8	24.6	48.8	13.9
	不明・無回答	32	22	12	7	12	4
		100.0	68.8	37.5	21.9	37.5	12.5
		質問16 障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと					
		の点 図字 書や を拡 充大 実文 す字 る本 こな とど	こで障災 とかが害 るい等 よのの う多避 に様難 整性場 備に所 す対で る応、	体場災 制で害 を、等 整、の え情危 る報険 こをな と伝事 え態 るの	す等脅のイ るをか、ン こなす障タ とくよがー すういネ 体な者ッ 制書のト をき存上 整込在で 備みを	や地ス す域ポ く活ー す動ツ るへや この文 と参加 加活 を動 し、	不明・ 無回 答
上段: 回答者数(人) 下段: 割合 (%)							
全 体		44	222	139	82	173	19
		4.3	21.7	13.6	8.0	16.9	1.9
職業	国・地方公務員及び私学を含む教育・保育関係の職業	5	22	16	11	26	1
		3.5	15.6	11.3	7.8	18.4	0.7
	上記以外の職業	39	195	120	67	143	13
		4.6	23.0	14.2	7.9	16.9	1.5
	不明・無回答	0	5	3	4	4	5
		0.0	15.6	9.4	12.5	12.5	15.6

図16-3 障がい者の人権を守っていくうえで、特に必要と思うこと(職業別)



■ 働く意思がある障がい者の、働く場所や働く機会をふやすこと

■ 義務教育終了後の進路(就職や進学)の不安を取り除けるような施策を講じること

■ 道路の段差やエレベーターの未整備等、社会的障壁を早急に取り除くこと

■ 障がいの種類は多様で、外見だけでは判断できない場合も多いということの理解を深め、固定的障がい者像をなくす取組をすること

■ 結婚や就職に際して、障がいを理由にした差別をなくすこと

■ 点字や拡大文字本などの図書を充実すること

■ 災害等の避難場所で、障がいの多様性に対応できるように整備すること

■ 災害等の危険な事態の場で、情報を伝える体制を整えること

■ インターネット上での、障がい者の存在を脅かすような書き込み等をなくす体制を整備すること

■ スポーツや文化活動・地域活動への参加をしやすくすること

職業別特徴は、「特定職業従事者」と「その他の職業」とともに「働く意思のある障がい者の、働く場所や働く機会をふやすこと」が70%以上で、次に「特定職業従事者」は「義務教育終了後の進路(就職や進学)の不安を取り除けるような施策を講じること」が53.2%と「障がいの種類は多様で、外見だけでは判断できない場合も多いということの理解を深め、固定的障がい者像をなくす取組をすること」が52.5%とほぼ同率であるのに対して、「その他の職業」では「障がい者の種類は多様で、外見だけでは判断できない場合も多いこと」の理解を深め、固定的障がい者像をなくす取組をすること」が48.8%となっている。